

## 平成25年度会計事務実地検査の結果

県は、地方自治法第149条第5号（会計規則第191条第1項）の規定に基づき知事が行う会計監督権の行使として実地検査を実施しているところであり、その手法は通告方式の「一般検査」と無通告方式の「特別検査」の2種類があります。

会計事務全般について一般検査を行うとともに、平成13年度からは、会計事務に起因する不祥事の未然防止と適切な会計事務処理の確保を目的に、無通告方式の特別検査を実施しています。

平成25年度における実地検査の結果については、次のとおりです。

### 1 検査の実施方法

#### （1）検査体制

- 検査機関 平成25年6月～平成25年12月  
（延べ検査日数246日、延べ検査員数791名）
- 検査員  
出納事務局長、出納管理課長、同課総括管理監、同課出納審査監、  
同課地域出納審査監、各振興局(事務所)出納課長、出納管理課職員（併任職員を含む）、各振興局(事務所)出納課職員（計77名）

#### （2）検査方法

- 一般検査  
通告方式で、平成25年度一般会計の予算執行に関する会計書類を対象として実施しました。また、一般検査（新規項目）として、抽出した本庁・総合庁舎内機関を対象とした収入検査、さらに、一般検査（重点項目）として、事前決裁数が多く電子調達システムの利用率が低い単独現地機関における消耗品の発注状況の確認を行いました。
- 特別検査  
無通告方式が有効な検査項目として現金・金券類・金庫の管理状況に特化して実施しました。

#### （3）検査実施機関

- 一般検査については、全単独地方機関に当たる146機関、重点項目についてはうち事前決裁数が多く電子調達システムの利用率が低い単独現地機関を61機関抽出し、新規項目については、本庁20機関・総合庁舎内地方機関20機関で実施しました。
- 特別検査については、全機関から抽出した88機関（本庁17機関、総合庁舎内地方機関19機関、単独地方機関52機関）で実施しました。
- （※特別検査は、平成25年度～27年度で全単独地方機関を実施します。）

## 2 検査方針

### 【一般検査】

#### (1) 基本方針

- 会計事務の適正な執行の確保
- 内部牽制機能の強化及び会計事務職員の資質向上

#### (2) 検査内容

- 会計事務全般（以下、必須項目）
  - ・現金・金券類の管理の状況（金庫の管理状況）
  - ・収入事務の確認 新
  - ・生産物売払による収入事務及び野帳の管理状況
  - ・物品の管理状況
  - ・前年度における巡回指導、監査指摘等の改善状況
  - ・県政再生プログラムの事実確認（(3)で詳細を記述）

#### (3) 事実確認の内容

県政再生プログラムの再発防止策として、下記経費について支払の根拠となる事実があるかを会計書類、現物の確認及び聴取調査により確認しました。

(単位:件)

賃金	旅費	対外交流費	修繕料	備品購入費	合計
208	2,943	—	772	596	4,519

	対象機関	方 法
ア賃 金	・単独地方機関のすべての支出	○雇用の事実確認 ・雇員台帳、雇用通知書、事務分掌表、職員配席図等による確認 ・必要に応じ本人に対して面接、電話調査
イ旅 費	・単独地方機関のすべての支出	①概算払旅費のすべての支出について確認 ②精算旅費は連続しない2ヶ月分を確認 ・会議の開催通知等旅行の目的を明示する書類確認 ・泊付については、宿泊の事実確認書による確認 ・必要に応じ本人に対して面接
ウ対 外 交 流 費	・単独地方機関のすべての支出	○電話により債権者に対し、開催の事実、出席者数、料理単価等の確認
エ修繕料	・単独地方機関の支出	○修繕案件が6件以上の場合は5件を抽出 ・写真又は直接現物を確認 ・必要に応じ履行確認を行った者に聞き取り調査
オ備品購 入 費	・全機関の支出	○4月以降の支出で6件以上の場合は5件を抽出 ・物品一覧表の登録状況の確認 ・当該備品の実在を確認

### 【一般検査（重点項目）】

#### (1) 基本方針

- 消耗品の計画的発注及び適正な執行の確保

#### (2) 検査内容

- 消耗品の発注について、電子調達システムの利用状況を確認
- 計画的な発注となっているかの確認

【特別検査】

(1) 基本方針

○牽制効果又は突発事案への検査手法として実施

(2) 検査内容

○現金・金券類の管理状況

○金庫の管理状況

3 検査結果

【一般検査】

(1) 検査結果の概要

○実施機関数のうち収入を対象とした本庁及び総庁内地方機関の40機関を除く指摘機関数の割合は、10.3%であり、昨年度に比べ1割減少しています。

○指摘状況を見ると、「支出事務関係」が8件で突出して多く、この項目だけで全体の4割を占めています。

○支出事務関係のうち、旅費に関するものが6件あり、うち5件については過誤払による追給・戻入が発生しました。

○指摘の内容は、出納員や会計職員の制度の無知や失念による初歩的・単純ミスがほとんどでした。

○事実確認において、事実を確認できなかった事案はありませんでした。

【部局別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
知事部局	78	2	3
教育委員会	86	13	17
県立学校	80	13	17
	その他機関	6	0
警察本部	22	0	0
合計	186	15	20

【検査項目別状況】

検査項目	合計	知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他機関	
1内部牽制の状況	1		1		
2内部管理の状況	2	1	1		
3前回指摘事項の状況	0				
4現金・金券類の取扱い状況	1		1		
5財産・物品管理関係	4		3	1	
6収入事務関係	2		2		
7契約事務関係	2		2		
8補助金関係	0				
9支出事務関係(再生プログラム関係)	8	2	6		
合計	20	3	16	1	0

## (2) 指摘の内容

### ① 内部牽制の状況（1件）

#### ア 内部牽制機能の欠如

- 事案①及び②のとおり、事務の基本的事項に関わる事案が発生しているので、職場での情報共有の徹底等により事務管理の改善に努められたい。

##### 事案①入力誤り

支出金調書の受取人の入力にあたり、同姓同名の異なる債権者を選択したことに加え、支払い方法を自動口座振替としたことにより、支払日に正当債権者に支給されず出納員口座に滞留した。

##### 事案②事務の失念

平成25年1月納期限の所得税について、平成25年4月、税務署から未納の旨連絡があり、4月8日に納付した。また、税額の計算誤りで、4月30日に追加納付した。

### ② 内部管理の状況（2件）

#### ア 出納員の義務の認識不足

- 現金収入があるにもかかわらず、現金出納簿へ記載がされていない。
- 出納員の印章（乙）が未作成であった。

### ③ 前回検査の指摘事項の状況（該当なし）

### ④ 現金・金券類等の取扱い状況（1件）

#### ア 現金の適切な管理

- 現金領収証書が編てつされておらず、一連の番号を付さず切り離して利用していた。

### ⑤ 財産・物品管理（4件）

#### ア 適切な物品の登録

- グランドピアノの寄附に際し、寄附の諾否が決定されていなかった。

#### イ 適切な物品の管理

- 備品購入費で調達した学校図書館用の書籍について、納品後備品整理票を添付せず、生徒が閲覧することもできない状態で放置されているものがあった。

#### ウ 適正な物品処分

- テレビが不用決定されないまま廃棄されていた（平成22年学校教室棟解体時に廃棄し、平成25年に処分登録がされていた。）。
- デジタル印刷機について、不用決定がされないまま廃棄されていた。

### ⑥ 収入事務関係（2件）

#### ア 収入調定金額の誤り

- 体育館目的外使用に係る電気代の算定に際し、料金単価に誤りがあったため、追加徴収金が発生していた。また、調定額について、1円未満の端数を切り捨てるべきところ、切り上げがされていた。

#### イ 債権管理事務の適切な執行

- 入学金の納入にかかる督促状が納期限後20日を超えて作成されていた。

⑦ 契約事務（２件）

ア 適正な契約手続きの執行

- 平成２４年度の複数年にまたがる電子複写機賃貸借に係る単価契約執行伺いについて、予定総額が８０万円を超えていたにもかかわらず、契約審査会が開催されていなかった。また、競争入札によらず、随意契約（見積合わせ）により契約が締結されていた。
- 薬液注入機取替修繕に係る随意契約において、建設ＣＡＬＳ／ＥＣ電子入札システムにより見積執行を行うべきところ、電子調達システムにより行っていた。

⑧ 補助金関係（該当なし）

⑨ 支出事務関係（８件）

ア 賃金・報酬の適切な支払い

- 月の途中に任命された非常勤専門職の報酬の計算方法に誤りがあったため、支払い不足が発生していた。

イ 旅費の適切な支給

- 平成２４年度の宿泊を伴う旅費の支給において、宿泊調整した宿泊料が１１，１５０円であるのに、誤って１１，５００円が支給されていた。
- 駐車場使用料が旅行者と異なる者に支払われていた。
- 職専免用務に係る旅費が支払われていた（２件）。
- 移動に当たり交通費が不要にもかかわらず、旅行諸費２日分（１，１００円）が誤って支給されていた。
- 旅行計算書における旅行行程の誤りにより、旅費の支給額が１２０円不足していた。
- 宿泊を伴う精算旅費において、「宿泊の事実確認書」及び「宿泊料の調整に関する調書」の添付漏れが多数あった。

【一般検査（重点項目）】

（１）検査結果の概要

- 抽出した６１機関で検査を実施しましたが、指摘とするような不適正事案は発見されませんでした。
- 短期間に同一業者へ消耗品を４件発注するなど分割発注のおそれがあるものについて、１件を指導しました。

【部局別の状況】

	実施機関数	指導機関数	指導件数
知事部局	12	0	0
教育委員会	38	1	1
	県立学校	1	1
	その他機関	0	0
警察本部	11	0	0
合計	61	1	1

【特別検査】

(1) 検査結果の概要

- 説明のできない現金・金券類はなく、概ね適正に管理されていました。
- 本庁で1機関、総庁内地方機関で2機関、単独地方機関で3機関を指摘しました。
- 指摘を受けた機関は、実施機関全体の6.8%でした。
- 指摘項目別では、出納員の義務の認識不足について、6件指摘されています。

【部局別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
知事部局	41	4	5
教育委員会	40	2	2
	県立学校	1	1
	その他機関	1	1
警察本部	7	0	0
合計	88	6	7

【検査項目別状況】

検査項目	合計	知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他機関	
1内部牽制の状況	0				
2内部管理の状況	6	5		1	
3現金・金券類の取扱い状況	1		1		
4その他	0				
合計	7	5	1	1	0

(2) 指摘の内容

① 内部牽制機能の状況確認（該当なし）

② 内部管理の状況（6件）

イ 出納員の義務の認識不足

- 出納員の印章（乙）が未作成であった（2件）。
- 特定消耗品の出納について、現物と帳簿の突合を怠り、帳簿未記入や誤りを放置するなど、出納員がその職務を適切かつ確実に果たしていない。
- 出納員の事務引継書が未作成であった（2件）。
- 現金出納簿の引継ぎにおける出納員の連署がなかった。

③ 現金・金券類等の取扱状況（1件）

ア 現金の適切な管理

- 現金領収証書の未作成が1件あった。

④ その他（該当なし）

## 4 結果の分析及び今後の対策（検査のまとめ）

### （１）結果の分析

- 一般検査において、実施した168機関中、15機関で20件、特別検査において、実施した88機関中、6機関で7件の指摘がありました。
- 特別検査の指摘機関数は平成24年度の2から6機関へ増加したものの、6機関のうち出納員の初歩的な認識不足であるものを除くと、ほぼ横ばいの結果でした。
- 一般検査の指摘機関数は、平成24年度と比較すると、対象機関が40機関増加したにも関わらず39機関から20機関へと半減、特別検査及び一般検査の指導件数は、335件から210件へと4割減少しました。
- 全般的に指摘及び指導件数が減少している中、「出納員の義務の認識不足に関するもの」、「収入事務に関するもの」について件数が増加し、支出関係のうち「旅費の適切な支給に関するもの」の全体の件数に占める割合が増加しました。
- 依然として、初歩的・単純ミスが多く、その要因は収支等命令者、出納員、会計職員の会計事務に対する認識及び知識の不足、かつ、内部牽制が十分に機能していないことによるものと考えられます。

### （２）今後の対策

上記の分析結果から、単独地方機関に特化した検査・指導には一定の効果が認められるため今後も継続して実施することとし、併せて研修や情報提供等を充実させることにより内部牽制機能の強化及び会計事務に係る職員の資質向上を図ります。